

## 第6章 方法書についての意見及び事業者の見解

### 6.1 住民意見の概要及び事業者の見解

「(仮称)原水駅周辺土地区画整理事業に係る環境影響評価方法書」(令和5年6月、熊本県菊陽町)(以下「方法書」という。)は、「熊本県環境影響評価条例」(平成12年6月21日条例第61号)(以下「県条例」という。)第7条の規定に基づき、令和5年6月2日(金)から令和5年7月3日(月)までの1ヶ月間縦覧に供した。

また、方法書について、県条例第8条の規定に基づき、令和5年6月2日(金)から令和5年7月17日(月)までの期間において意見書の受付を行った結果、環境の保全の見地からの意見の提出はなかった。

### 6.2 知事の意見及び事業者の見解

県条例第10条の規定に基づき、熊本県知事の意見が令和5年10月20日(金)に述べられた。

方法書についての知事の意見及び事業者の見解は以下に示すとおりである。

[全体事項]

No.	熊本県知事の意見	事業者の見解
(1)	土地又は工作物の存在及び供用に伴う環境影響について、宅地と商業施設の割合などが、現在計画しているものから、実際に整備する段階で宅地から商業施設等に変更となる可能性がある。その場合、環境影響評価の予測と事業実施時の環境影響の程度も変わるおそれがある。 このため、将来の土地利用計画を可能な限り踏まえたうえで予測・評価を行うこと。	準備書の作成にあたっては、準備書作成時点の最新の土地利用計画に基づき、土地又は工作物の存在及び供用に伴う影響の予測・評価を行いました。 ただし、将来においては想定した土地利用計画と実際の土地利用が異なる可能性が想定されるため、事後調査を実施し、環境影響の有無を確認します。著しい影響が認められた場合は、追加で環境保全措置を実施する等、適宜対応することとします。
(2)	対象事業実施区域は、半導体の工場に比較的近い場所であることから、その動向も踏まえながら本事業に伴う環境影響について調査・予測・評価を行うこと。	半導体工場等の特定の事業の将来動向については現時点で予測できないため、事後調査を実施し、周辺の社会的状況の変化を踏まえたうえで環境影響の有無を確認します。著しい影響が認められた場合は、追加で環境保全措置を実施する等、適宜対応することとします。

次頁に続く

[全体事項]

No.	熊本県知事の意見	事業者の見解
(3)	本事業の環境影響については、将来の交通量や交差点での渋滞の見通し、周辺の幹線道路や生活道路の計画等の情報を可能な限り収集・考慮したうえで調査・予測・評価を行うこと。	将来の交通量等については、県の将来交通量推計を踏まえ、菊陽町で検討した対象事業実施区域及びその周辺の交通量推計を用いて予測・評価を行いました。ただし、将来においては想定した交通状況と実際の交通状況が異なる可能性が想定されるため、事後調査を実施し、環境影響の有無を確認します。著しい影響が認められた場合は、追加で環境保全措置を実施する等、適宜対応することとします。
(4)	土地又は工作物の存在及び供用にあたっては、対象事業実施区域周辺の既存の鉄道や農地からの騒音及び悪臭等による本事業の住宅等への影響のおそれについても配慮すること。	既存の鉄道からの騒音の状況については、JR 豊肥本線の沿線 2 地点で騒音・振動の調査地点を追加し、鉄道周辺における環境騒音・振動の現況を把握しました。また、農地での農作業機械から発生する騒音や肥料等の悪臭等に係る苦情は特に発生していません。現地調査時においても、農作業に伴う著しい騒音の影響や、生活環境を悪化させる程の悪臭は確認されなかったことから、将来も同程度の環境が保たれるものと考えます。

[大気質]

No.	熊本県知事の意見	事業者の見解
(1)	騒音や振動等の評価指標となる環境基準や地域類型の指定については、供用後において住宅に主たる用途として供される地域に変更となる可能性があることを踏まえたうえで、騒音等の評価を行うこと。	将来の自動車の走行に係る騒音の予測結果は、準備書 8.2-62 (462) ページに示すとおり、杉並木公園線の延伸区間において昼間 63dB、夜間 52dB、菊陽空港線の延伸区間において昼間 66dB、夜間 54dB と予測されました。現時点では、将来の用途地域として杉並木公園線は第一種住居地域、菊陽空港線は第二種中高層住居専用地域及び第一種住居地域が指定される計画です。このため、現在の騒音に係る環境基準の地域の C 類型の指定に対して、将来は道路に面する地域の B 類型における環境基準または幹線交通を担う道路に近接する空間の基準が適用されることとなりますが、用途地域の指定が変更された場合でも基準との整合が図られることを確認しました。  注) 事業者の見解で示した将来の用途地域の内容は、準備書作成時点で計画されていた用途地域の区分を示す。

[水環境]

No.	熊本県知事の意見	事業者の見解
(1)	<p>水環境への影響について、近年の集中豪雨の状況を踏まえ、雨水排水調整池の位置や容量を適切に検討し、予測・評価を行うこと。</p>	<p>水環境に係る影響の予測にあたっては、「熊本県の気候変動」（令和7年3月、熊本地方気象台・福岡管区気象台）等に示される将来の気候変動の傾向を踏まえたうえで予測しました。なお、雨水排水調整池については、200年確率降雨に基づき調整池容量等を設計しており、近年の集中豪雨にも対応可能であると考えます。</p>
(2)	<p>対象事業実施区域及びその周辺は、広域的な地下水の循環系にとって、重要なかん養の地域である。 このため、地下水かん養量への影響の予測にあたっては、本事業により失われるかん養量の数値化を行うとともに、かん養の促進の検討にあたってはかん養を行う場所及びその場所におけるかん養量を示すこと。 また、地下浸透式の調整池を採用する場合は、その浸透能力と保守管理の方法についても検討し、地下水かん養量への影響の予測・評価を行うこと。</p>	<p>地下水涵養量の予測については、将来の土地利用計画及び現況の土地利用状況に基づき、それぞれの涵養量を計算しました。その結果は、準備書 8.6-27 (586) ページに示すとおり、特に対策を行わない場合、現在の涵養量の全量（約 220 万 m<sup>3</sup>/年）が消失するものと予測されました。 ただし、本事業では地下水の涵養への対策として、浸透型調整池を設置し、区域内の雨水を調整池に集水し地下浸透させる計画としています。この効果を踏まえた予測の結果、涵養量減少分の約 45%にあたる約 100 万 m<sup>3</sup>/年が回復することになり、将来の涵養量減少分は約 120 万 m<sup>3</sup>/年と算定しました。 なお、涵養量の減少分に関しては、水循環型営農推進運動（水田湛水事業）を継続的に実施し、菊陽町内における湛水事業田を維持するとともに、本事業で設置する浸透施設の適切な維持管理等により白川中流域全体として涵養量の確保に努めます。 また、予測に用いた地下浸透式の調整池の浸透能力については、「（仮称）原水駅周辺土地利用区画整理事業基本設計・実施計画等作成業務委託」（令和7年3月）で検討された結果を用いました。保守管理方法については、準備書 8.6-28 (587) ページに示しました。</p> <p>注）事業者の見解で示した地下水涵養量の予測結果は、準備書作成時点における対象事業実施区域の範囲と、その範囲における現況及び将来土地利用区分に基づき算出した値である。</p>
(3)	<p>対象事業実施区域の第1工区周辺の農地において、地下水の湛水事業が実施されていることから、当該工区付近の水路及びその周辺において地下への浸透施設の設置の可能性を検討すること。</p>	<p>第1工区周辺の湛水事業の農地の土地利用変更に伴う地下水かん養量の損失分は、新たに設置する地下浸透式の雨水排水調整地で補填する計画です。</p>

次頁に続く

[水環境]

No.	熊本県知事の意見	事業者の見解
(4)	工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る水象（流量・流速等）の調査手法について、河川の流量や流速等の状況を文献調査及び当該情報の整理・解析により行うものとされているが、近隣水路における流量に関する文献が存在しない場合は、必要に応じて現地調査を実施すること。	水象（流量・流速等）の調査手法については、文献調査に加え、現況調査を実施しました。なお、調査地点は、水質（水の濁り）と同地点としました。

[動物・植物・生態系]

No.	熊本県知事の意見	事業者の見解
(1)	対象事業実施区域外の東側と南側に存在する既存の水路と区域外北側の丘陵部とは、生物の生息地としてつながっている可能性がある。 このため、水路の配置計画にあたっては、生息地を新たな水路の設置等により分断することがないように配慮するとともに、生息地の連続性の観点から調査・予測・評価を行うこと。	対象事業実施区域とその周辺における住宅地、耕作地、丘陵部の樹林地等の分布状況及び水路の配置や整備計画を踏まえ、生物の生息地の連続性に対する影響を予測・評価しました。その結果については、準備書 8.9-18（722）ページに示しました。